

平成29年10月 漁港関係工事積算基準正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
漁港編	測量-1 (P647)	<p>2. 積算価格の内訳</p> <p>「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 2節 積算価格の内訳」を適用する。</p> <p>なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛の各測量・調査業務における旅費については、「1300総則」を、安全費については「土木事業委託積算基準 測量編」を適用し、安全費の対象額には業務成果品費を含めることとする。</p>	<p>2. 積算価格の内訳</p> <p>「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 2節 積算価格の内訳」を適用する。</p> <p>なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛の各測量・調査業務における旅費については、「1300総則」を、安全費については「土木事業委託積算基準 測量編」を適用し、安全費の対象額には業務成果品費を含めないこととする。</p>	
	測量-8 (P654)	<p>1-6 設計協議 土木事業委託積算基準（測量編）[1]測量業務委託積算基準を適用する。</p> <p>1-7 事務用品費 事務用品費は、直接人件費の1.0%を標準とする。（ただし、照査、設計協議の人件費は除く）</p> <p>1-8 報告書 報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、「土木事業委託積算基準（設計編）[1]設計業務等委託積算基準 1-6 電子成果品作成費」により算出する。</p> <p>1-9 旅費交通費 現地乗り入れや打合せ等に要する旅費・交通費については、適切に計上すること。</p> <p>1-10 留意事項 「測量業務」に係る諸経費率は、土木事業委託積算基準（測量編）[1]測量業務積算基準を適用する。 「測量調査業務」に係るその他原価、一般管理費等の算出は、土木事業委託積算基準（設計編）[1]設計業務等委託積算基準を適用する。</p>	<p>1-6 設計協議 土木事業委託積算基準（設計編）[1]設計業務委託積算基準を適用する。</p> <p>1-7 事務用品費 事務用品費は、直接人件費の1.0%を標準とする。（ただし、照査、設計協議の人件費は除く）</p> <p>1-8 報告書 報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、「土木事業委託積算基準（設計編）[1]設計業務等委託積算基準 1-6 電子成果品作成費」により算出する。</p> <p>1-9 旅費交通費 現地乗り入れや打合せ等に要する旅費・交通費については、適切に計上すること。</p> <p>1-10 留意事項 「測量業務」に係る諸経費率は、土木事業委託積算基準（測量編）[1]測量業務積算基準を適用する。 「測量調査業務」に係るその他原価、一般管理費等の算出は、土木事業委託積算基準（設計編）[1]設計業務等委託積算基準を適用する。</p>	

〔1600〕 測量業務積算基準

1. 積算の通則

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 1節 積算の通則」及び「1300 総則」を適用する。

2. 積算価格の内訳

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 2節 積算価格の内訳」を適用する。

なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛の各測量・調査業務における旅費については、「1300 総則」を、安全費については「土木事業委託積算基準 測量編」を適用し、安全費の対象額には業務成果品費を含めないこととする。

3. 標準歩掛

1610 測量業務

1610-010 深浅測量

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第2編 測量・調査業務 1節 測量業務 1.深浅測量」を適用する。

なお、「1-2-2 機材運搬 (1)トラック運転日数 (2往復当り)」は下表を適用する。

トラック運転日数 (2往復当り) (運搬1回)

【DHE01980】

往復平均距離 (km)	運転日数	往復平均距離 (km)	運転日数
2.5 km未満	1.0	1.50 km以上～ 1.75 km未満	4.0
2.5 km以上～ 5.0 km未満	1.5	1.75 km以上～ 2.00 km未満	4.5
5.0 km以上～ 7.5 km未満	2.0	2.00 km以上～ 2.25 km未満	5.0
7.5 km以上～ 10.0 km未満	2.5	2.25 km以上～ 2.50 km未満	5.5
10.0 km以上～ 12.5 km未満	3.0	2.50 km以上～ 2.75 km未満	6.0
12.5 km以上～ 15.0 km未満	3.5	2.75 km以上～ 3.00 km未満	6.5

1610-020 水路測量

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第2編 測量・調査業務 1節 測量業務 2.深浅測量」を適用する。

1610-030 汀線測量

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第2編 測量・調査業務 1節 測量業務 3.汀線測量」を適用する。

1-6 設計協議

土木事業委託積算基準（設計編）[1]設計業務委託積算基準を適用する。

1-7 事務用品費

事務用品費は、直接人件費の1.0%を標準とする。（ただし、照査、設計協議の人件費は除く）

1-8 報告書

報告書の電子納品及び印刷・製本に要する費用は、「土木事業委託積算基準（設計編）[1]設計業務等委託積算基準 1-6 電子成果品作成費」により算出する。

1-9 旅費交通費

現地乗り入れや打合せ等に要する旅費・交通費については、適切に計上すること。

1-10 留意事項

「測量業務」に係る諸経費率は、土木事業委託積算基準（測量編）[1]測量業務積算基準を適用する。

「測量調査業務」に係るその他原価、一般管理費等の算出は、土木事業委託積算基準（設計編）[1]設計業務等委託積算基準を適用する。